

審 査 事 件 票

平成22年1月分
東京地裁管内
東京第五檢察審査会
追番号 (1)

受 理 事 項		手 続 事 項		議 決 事 項	
(1) 氏名	性別等	(6) 1 受理	平成 21 年 10 月 26 日	起 訴 相 当	(8) 申 立 却 下 分 送 審査の対象となる不起訴処分そのものが存在しない(法2条1項1号) 申立権がない(法30条) 申立代理人に代理権がない 同一事件について再度の申立てがなされた(法32条) 同一理由の不起訴処分に対する申立て(法41条の8) 申立てが書面によらないでされた(法31条、施行令18条) 申立書の記載が著しく不備で、かつ、補正できない(法31条、施行令18条) 申立てが単に不起訴処分の理由の当否を争うにすぎない 管轄檢察審査会以外の檢察審査会に審査の申立てがあった(法30条、施行令21条) 同一事件について2個の管轄檢察審査会に審査の申立てがあった(施行令20条2項)
被 疑 者	男・・・1 女・・・2 法 人 3	2 第1回審査会議期日	平成 22 年 1 月 12 日	不 起 訴 不 当	
(2) 事件名	自動車運転過失致死 ・道路交通法違反 被疑事件 (自動車運転過失致死)	3 議 決	平成 22 年 1 月 26 日	不 起 訴 猶 予	
(3) 申立て	1 ○ 職 権 2 端 緒 申立権なき者の申立て a 投 書 b マスコミの報道 c その他 d 移送 3	審査期間 1~3 年 3 月 1 日 間 (準備) 1~2 年 2 月 17 日 間 (実質審査) 2~3 年 月 15 日 間		法 令 上 刑 を 免 除 可 き 場 合	
(4) 原 不 起 訴 理 由	1 ○ 2 ○ 3 4 5	会 議		起 訴 相 当	
(5) 検 察 官	1 ○ 2 ○ 3	審 査 会 による	審 査 会 議 2 回 () 実 地 見 分 1 回 () 所 在 尋 問 1 回 () 小 委 員 会 による 記 録 調 査 等 (在 席) 1 回 () 所 在 尋 問 1 回 () 回 数 計 2 回	不 起 訴 不 当	
(6) 申 立 人	氏名 性別等 男・・・1 女・・・2 法 人 3	証 人 等 の 延 べ 人 員	検 察 官 1 人 申 立 人 1 人 被 疑 者 1 人 証 人 1 人 助 言 者 1 人	不 起 訴 不 当	
資 格	1 2 3 4 5 6	公 務 所 等 照 会 回 数		不 起 訴 不 当	
弁 護 士 による 申 立 代 理 の 有 無		証 人 召 喚 請 求 回 数		不 起 訴 不 当	
		不 起 訴 記 録 の 取 寄 せ	請 求 平成 21 年 10 月 27 日 受 理 平成 22 年 1 月 4 日	不 起 訴 不 当	
		審 査 補 助 員 延 べ 出 頭 数		不 起 訴 不 当	
		備 考		不 起 訴 不 当	

(注) この票中、「法」とは檢察審査会法を、「施行令」とは檢察審査会法施行令をいう。